特別会員に関する規則

第１条　看護歴史上に極めて有用な人材を得ることは日本看護歴史学会（以下「本会」という）のみに止まらず，広く看護界にも有益な影響を与えるとともに，その位置付けが看護界に多大な財産となることから，本会はこれらの人材を本会の特別会員として遇するものとする。

第２条　特別会員は，看護の歴史上，有用な時代の証言者，貴重な史料の発掘を行った者または極めて優れた業績を確立した者であって，本会の学術集会及び適宜開催される学習会等において協力を得られる者の中から選出する。

第３条　特別会員を推薦する者は，候補者の経歴および看護歴史に関する業績，推薦理由を文書にて理事会に提出する。理事会において，特別会員として推薦された者は，その年度に開催される本会の総会において会員の了承を得るものとする。

第４条　特別会員については，会費を徴収しないものとする。
２　その他特別会員の処遇は別に定める。

第５条　特別会員は，終生その資格を有するものとする。但し，本人から辞任の申し出があった場合は，この限りではない。

附則

第１項 本規則の改廃は総会の場で会員の了承を得るものとする。

第１項 本規則は 1997 年 8 月 9 日より施行する。

第１項 本規則は 2006 年 8 月 26 日から施行する。

第１項 本規則は 2025 年 8 月 9 日から施行する。